

排水設備指定工事店の指定について

1 指定工事店の指定要件

- (1) 下水道排水設備工事責任技術者が1名以上専属していること。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び機材を有していること。
- (3) 三重県内に営業所があること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。(条例第7条の3第1項第4号)
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 指定工事店が条例第7条の8第1項の規定により、指定を取消された日から2年を経過していない場合
 - ウ 指定工事店がその業務に関し、不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認められるに足る相当の理由がある場合
 - エ 法人であって、その役員のうちに、上記アからウまでのいずれかに該当する者がいる場合

2 指定申請, 更新, 変更の手続き

(1) 提出書類

- ア 新規申請 鈴鹿市排水設備指定工事店指定申請書 (第3号様式の2)
- イ 更新申請 鈴鹿市排水設備指定工事店指定継続申請書 (第3号様式の6)
- ウ 変更申請 鈴鹿市排水設備指定工事店指定変更届 (第3号様式の9)

(2) 添付書類

- ① 営業所の平面図及び付近見取図(第3号様式の3), 並びに営業所の写真数枚(内外観, 屋号の看板等)
- ② 誓約書(第3号様式の4)
- ③ 履歴書(法人の場合は, その代表者)[上下水道局指定様式]
- ④ 身分証明書(法人の場合は, その代表者)[本籍地役所で交付]
- ⑤ 定款の写し
- ⑥ 商業登記簿謄本[法務局で交付]
- ⑦ 住民票 (法人の場合は, その代表者)[役所で交付](マイナンバー記載不要)
- ⑧ 専属する排水設備責任技術者の, 責任技術者証の写し(裏面も含む)
- ⑨ 責任技術者との間の雇用関係を証明する書類⇒※工事店名と責任技術者が記載されているもの
例: 各種健康保険被保険者証写し(国民健康保険を除く), 雇用保険被保険者資格取得確認通知書写し, 保険料領収証書写し, 賃金台帳写し, 源泉徴収票写し, 所得税納付額領収書写し 等(工事店作成の雇用証明書は不可)
- ⑩ 代表者の市町村民税の完納証明書等(法人の場合は法人及びその代表者)[役所で交付]
- ⑪ 所有機材調書 [上下水道局指定様式] 及び機材写真
- ⑫ 従業員名簿 [上下水道局指定様式](専属の責任技術者のみ記入)

(3) 提出書類, 添付書類

- ア 新規申請 指定申請書 + 添付書類 法人の場合→ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫
個人の場合→ ①②③④⑦⑧⑨⑩⑪⑫
- イ 更新申請 指定継続申請書 + 添付書類 法人の場合→ ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫
個人の場合 ①②③④⑦⑧⑨⑩⑪⑫
※⑪の機材写真は不要
- ウ 変更申請 指定変更届 + 添付書類 以下に記載した書類

法人の場合	商号変更	⑥⑧	個人の場合	商号変更	⑧
	所在地変更	①⑥⑧		所在地変更	①⑦⑧
	組織変更(法人→個人)	②③④⑦⑧		組織変更(個人→法人)	②⑤⑥⑧
	代表者変更	②③④⑥⑩		代表者変更	②③④⑦⑩又は新規申請
	役員異動	⑥			
	責任技術者(増)又は(変更)	⑧⑨		責任技術者(増)又は(変更)	⑧⑨
	責任技術者(減)	指定変更届のみ		責任技術者(減)	指定変更届のみ

(4) 新規指定工事店講習会

指定を受けた工事店に対し、指定した日時に講習会を行います。(原則、月末日)

(5) 指定期間

講習会実施日から令和9年3月31日

(6) 手数料

- 新規申請 15,000円
- 更新申請 8,000円
- 変更申請 手数料なし